

1	金属製品の製造又は加工の用に供する	圧延機械(定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)	
2		製管機械	
3		ベンディングマシン (ロール式のものであって、定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)	
4		液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
5		機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)	
6		せん断機(定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)	
7		鍛造機	
8		ワイヤーフォーミングマシン	
9		プラスト(タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。)	
10		タンブラー	
11		鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	
12		高速切断機	
13	空気圧縮機	(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
14	送風機		
15	ガス圧縮機		
16	真空ポンプ(定格出力が 3.7kW 以上のものに限る。)		
17	冷房機及び冷却塔(冷房能力が1時間当たり 104,000 キロジュール以上のものに限る。)		
18	土石又は鉱物の粉砕の用に供する	破 碎 機	(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
19		摩 碎 機	
20	土石又は鉱物のふるい分けの用に供する	ふるい分け機	
21		分 級 機	
22	繊維製品の製造の用に供する織機(原動機を用いるものに限る。)		
23	建築用資材の製造の用に供する	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る)	

24		アスファルトプラント (混練重量が 200kg以上のものに限る。)	
25	穀物用製粉機(ロール式で定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)		
26	木材の加工の用に供する	ドラムバーカー	
27		チップパー(定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
28		碎木機	
29		帯のご盤	製材用: 定格出力が 10kW 以上のものに限る
30		丸のご盤	木工用: 定格出力が 2.25kW 以上のものに限る
31		かんな盤	
32	紙の製造の用に供する抄紙機		
33	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)		
34	合成樹脂製品の製造の用に供する射出成形機		
35	段ボールの製造の用に供するコルゲートマシン(原動機を用いるものに限る。)		

備考 1 騒音規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。

2 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。

3 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

※ 表中の赤字は、条例による横だし施設又は騒音規制法との能力が異なるものを示す。